

156 私立中央大学長菊池武夫他四名文官高等試験科目中外国語試験延期の儀に付請願
〔明治三十九年二月〕

私立明治大学校長 岸本辰雄 印
私立早稲田大学校長 鳩山和夫 印
内閣総理大臣侯爵 西園寺公望殿

〔注記1〕
御願

〔注記2〕

〔下札1〕

客年六月三十日勅令第百九十一号ヲ以テ御改正ノ文官高等試験規則第十一条ニ依レハ該予備試験科目中新ニ外国語ヲ加ヘラレ本年度ヨリ実施セラル、コトニ相成候此儀ハ国家進運ニ伴ヘル必要ノ御措置ニ有之候得者吾等教育当局者モ改正ノ御趣旨ニ基キ直チニ之ニ応スルノ施設ヲ為シ努メテ語学ノ教授ニ従事シ只管学生ノ受験準備ニ便宜ヲ与ヘ居リ候モ如何セン僅々一ケ年有余ノ日子ニテハ到底本年度御施行ノ試験ニ応シ得ヘキ実力ヲ養成スルコト能ハサルヨリ多数ノ学生ハ茲ニ素志ヲ空ウスルノ不幸ヲ見ルニ至ルハ必然且広ク人材ヲ登用スルヲ主トスル勅令ノ趣旨ニモ副ハサルヤノ懸念モ有之旁以テ卒業生一同ヨリモ吾等学校当局者ニ対シ外国語試験ノ延期方其筋へ情願ノ義頼リニ懇請ニ接シ事情頗ル諒スヘキモノト認メラレ候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ同令第十一条実施ノ義来ル明治四十一年迄乃チ向フ三ケ年間御延期被成下候様致度此段以連署相願候也

明治三十九年二月五日

私立法政大学総理 梅謙次郎 印
私立日本大学長 松岡康毅 印
私立中央大学長 菊池武夫 印

〔注記1〕

〔法制局ノ法制局序第九号〕

〔注記2〕

〔山中〕

〔注記3〕

〔総理大臣 花押ノ花押ノ書記官長 〔石渡〕 書記官 〔山中〕

〔注記4〕

〔三十九〕〔簿冊内件番号〕

〔注記5〕

〔雑甲一〕

〔下札1〕

〔本請願ハ其儘記録課へ引継保存致候事ニ相成候間一応御返戻致候〕

〔明治三十九年 公文雑纂 帝国議會 第三二回一止 建議 卷 四十七止〕 2A, 13, 1016